

令和4年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日（火）午後1時30分から午後2時38分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	8番	新井 勉
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小倉浩史

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和4年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員の1名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 小林秀男委員、議席番号10番 金子一郎委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条670番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況はトラクター1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は325日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

3条671番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は3.5km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有、田植機及びコンバインを各1台リースしております。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は210日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

3条672番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、草刈機2台、耕運機1台を所有しております。主な作付予定は、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は220日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条、空き家に付属した農地に係る別段面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号 3条672番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条672番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

では、審査会の結果を報告いたします。4月12日に委員5名が出席して審査会を行いました。

3条672番の案件について報告いたします。申請人は佐野市の空き家に移住を検討いたしました。実家は農家であるため、指導を受けながら家庭菜園を営んでいきたいと考え、農地付き空き家の購入に向けて話を進めてきました。申請地の現況はいずれも特に問題はなく、家族2名で協力して農地利用していく予定です。作付作物としてはトマト・ゴーヤ・ナスの作付けを行っていく予定です。以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては「適当である」と判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。4条144番について、調査班、お願いします。

調査班

4条144番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議

委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。変更13番について、調査班、お願いします。

調査班

変更13番について報告します。

変更内容は「一時転用の期間の延長」になります。次に「許可後の計画変更承認に基づく検討状況」ですが、検討事項1から6についてすべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、変更申

請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。よって議案第3号については、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条895番について報告いたします。

「農地転用許可基準に基づく変更状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条896番について報告いたします。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。

5条897番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は集落接続に該当し、一般

基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。

5条898番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可」できるです。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。

5条899番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。

5条900番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は「公益性が高い事業」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会から

の意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地501番について報告いたします。

願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地502及び503番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地504及び505番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の14番、23番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。14番、23番について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙委員 退室14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の14番、23番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号利用権設定関係の14番、23番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙委員 入室14:25)

次に、利用権設定関係の14番、23番以外の案件、所有権移転関係、及び、利用権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の14番、23番以外の案件、所有権移転関係、及び、利用権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号利用権設定関係の14番、23番以外の案件、所有権移転関係、及び、利用権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時38分閉会